

町内事業者へお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が一定以上減少した事業者に対し、予算の範囲内で給付金を交付することにより、雇用の維持及び事業活動を継続するための支援を行うため、糸田町新型コロナウイルス感染症困窮事業者応援給付金を下記のとおり支給します。

記

【名 称】：糸田町新型コロナウイルス感染症困窮事業者応援給付金

【対 象 者】：

次に掲げる要件の全てを備える者

- (1) 3月19日時点で確定申告の納税地が糸田町内である事業者（法人にあっては本店又は主たる事務所の所在地、個人にあっては住所等）、または、糸田町内に事業所を有する個人事業者
- (2) **個人事業者**の場合、全収入に占める**事業収入の割合が50%以上**の者
- (3) **令和2年9月**から**令和3年2月**までの**6か月間**のうち、**任意の3か月の売上**が、前年同月比で**50%以上減少**していること（任意の3か月の中に、1月及び2月が含まれる場合は、前々年の1月及び2月との比較でも可とする。）。なお、業歴1年未満などで前年同月と単純比較ができない場合は、令和2年9月から令和3年2月までの6か月間のうちの任意のひと月と次とを比較して50%以上減少していること。
ア. 令和2年9月から令和3年2月までの期間の売上高平均額

【給 付 額】：給付対象者1事業者につき**10万円**

※ただし、令和2年9月から令和3年2月までの6か月間のうち、売上がない月が3か月以上ある事業者には、20万円を上乗せするものとする。

【申請方法】：郵送申請

※対象と思われる事業者に対して**青色の封筒**を郵送しています。

【申請期限】：**令和3年6月30日（水）**まで

問合せ先

糸田町役場 地域振興課

電話 0947-26-4025